

北上市介護保険規則の一部を改正する規則

北上市介護保険規則（平成11年北上市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護保険料の減免)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2　保険料の減免を受けようとする者は、条例第9条第3項の規定により、<u>介護保険料減免申請書（様式第1号）</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3　市長は、前項の申請が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、<u>介護保険料減免承認（不承認）決定通知書（様式第2号）</u>により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>4　[略]</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例等)</p> <p>第3条　[略]</p> <p>2　要介護被保険者等は、居宅介護サービス費等の額の特例等を受けようとするときは、次項に定める期限までに<u>介護保険利用料負担額減免申請書（様式第3号）</u>に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。</p> <p>3　[略]</p> <p>4　市長は、第2項の申請が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、<u>介護保険利用料減免承認（不承認）決定通知書（様式第4号）</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(介護保険料の減免)</p> <p>第2条　[略]</p> <p>2　保険料の減免を受けようとする者は、条例第9条第3項の規定により、<u>介護保険料減免申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>3　市長は、前項の申請が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、<u>介護保険料減免承認（不承認）決定通知書</u>により当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>4　[略]</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例等)</p> <p>第3条　[略]</p> <p>2　要介護被保険者等は、居宅介護サービス費等の額の特例等を受けようとするときは、次項に定める期限までに<u>介護保険利用料負担額減免申請書</u>に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出するものとする。</p> <p>3　[略]</p> <p>4　市長は、第2項の申請が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、<u>介護保険利用料減免承認（不承認）決定通知書</u>により当該申請者に通知するものとする。</p>

。
5・6 [略]

(協議会の庶務)

第4条 [略]

(補則)

第5条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

5・6 [略]

(協議会の庶務)

第4条 [略]

(申請書等の様式)

第5条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式
は、市長が別に定める。

(補則)

第6条 [略]